

<根拠法・条文等>

- ① 組織変更計画の作成・組織変更の議決に係る社員総会の招集
- ・「組織変更が効力を生ずる日（効力発生日）」等を定めた組織変更計画を作成する。
  - ・社員総会の2週間前までに、「会議の目的である事項」「組織変更計画の要領」「組織変更後の労働者協同組合の定款」を社員総会の招集案内と併せて通知する。

（法附則第16条、  
NPO法第14条の4）

- ② 組織変更の議決社員総会の開催
- ・組織変更計画について社員総会の議決により承認する。
  - ・議決は、定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の4分の3以上の賛成を条件とする。
  - ・定款には、組織変更時財産額及び特定残余財産の処分に関する事項も定めなければならない。特定残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、当該帰属先はNPO法人又はNPO法第11条第3項の各号に掲げられる者のうちから選定されるよ

（法附則第5条第4  
項、附則第16条、  
附則第18条、NPO  
法第11条第3項、  
第31条の2）

- ③ 組織変更の議決等の公告及び債権者異議手続
- ・社員総会の議決から2週間以内に組織変更の議決の内容及び貸借対照表を公告。
  - ・組織変更をする旨及び公告の日より一定期間（1月以上の期間）債権者が異議を述べられることも併せて官報で公告し、かつ、知っている債権者に対し各別に催告する（定款の定めに従い、官報のほか日刊新聞紙又は電子公告するときは、各別の催告は不要。）。
- ※官報公告については、公告を申し込んでから掲載まで1～2週間程度を要する。
- ・債権者が異議を述べたときは、弁済等を行う。

（法附則第6条、附則第19  
条、NPO法第28条の2第  
1項、NPO法施行規則第3  
条の2第2項）

（次ページへ続く）

組織変更をする NPO 法人は、効力発生日に組合となるが、③の手続きが終了していない場合には組織変更の効果は生じない

<根拠法・条文等>

(法附則第 11 条第 1 項・第 3 項、附則第 19 条)

- ④ 「組織変更後組合」の出資の第 1 回の払込み  
・遅滞なく組合員に第 1 回の払込みをしてもらう

(法附則第 17 条)

⑤ 組織変更登記（解散登記＋設立登記）

- ・効力発生日から 2 週間以内に、法務局へ組織変更の登記（NPO 法人の解散登記、組織変更後組合の設立登記）申請をする。その後一定期間を経て登記事項証明書が発行されるので、当該証明書の他添付書類を添えて、組織変更を行政庁へ届け出る。

※効力発生日以降に理事会を開催して代表理事を選定。その他、組織変更計画書において、定款に定める事項として代表理事の氏名（最初の代表理事に限る）を記載しておき、当該組織変更計画書を承認する方法等もある。

※登記の際に必要な資料などについては、事前に最寄りの法務局へ相談することが望ましい。

※登記事務の取扱いについて、法務省から法務局等へ示された通知文についても参照されたい。（令和 4 年 9 月 21 日法務省民商第 439 号「労働者協同組合法等の施行に伴う法人登記事務の取扱いについて（通知）」

<https://www.moj.go.jp/content/001381759.pdf>)

(法第 27 条、附則第 12 条、附則第 15 条第 1 項、附則第 19 条、労働者協同組合法施行令第 3 条第 1 項、第 4 条)

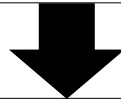
(次ページへ続く)

<根拠法・条文等>

⑥ 組織変更の届出

- ・ NPO 法人の所轄庁（主たる事務所が所在する都道府県の知事（指定都市の区域内のみに所在する場合には、当該指定都市の長）に対し、遅滞なく、組織変更の届出。
- ・ 労働者協同組合の行政庁（主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事）に対しては、効力発生日から 2 週間以内に、組織変更の届出。

（法第 27 条、第 132 条、附則第 12 条、附則第 19 条、NPO 法第 9 条）



⑦ 組織変更時財産額の確定

- ・ 組織変更の登記をしてから 3 月以内に算定日（効力発生日の前日）における額を行政庁に提出
- ・ 毎事業年度終了後、通常総会の終了の日から 2 週間以内に、組織変更時財産額に係る使用の状況を行政庁に報告しなければならない

（法附則第 18 条、附則第 23 条、則附則第 7 条）

【補足事項】組織変更計画に規定する事項（法附則第 5 条第 4 項、附則第 16 条第 4 項）

- ① 組織変更後の組合の事業、名称及び事務所所在地
- ② ①のほか組織変更後組合の定款で定める事項
- ③ 組織変更後組合の理事の氏名
- ④ 組織変更後組合の監事の氏名（組織変更後組合が組合員監査会設置組合である場合には、その旨）
- ⑤ 効力発生日